

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年1月14日

収支等命令者

佐賀県立唐津東高等学校長 清水 耕三

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 液晶ディスプレイ2台、ディスプレイスタンド2台、
複合機1台
- (2) 調達物品の仕様等 仕様書による
- (3) 入札条件 入札条件書のとおり
- (4) 納入場所 佐賀県唐津市鏡新開1番地
佐賀県立唐津東高等学校
- (5) 納入期限 令和7年3月21日（金）

2 入札参加資格及び条件に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入札参加資格を入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供することができる者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律

第 225 号) に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が 50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が 50 人以上の者、誘致企業、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、「佐賀県所定の入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入の上、下記(1)の場所に提出し、入札参加届提出時には入札参加資格を得ていること。

(1) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（新館2階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

(2) 申請書様式の入手先

(1)の部局又は佐賀県ホームページ

(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji00326503/index.html>)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届(様式第1号)及び営業概要書(様式第2号)を令和7年1月27日(月)午後4時までに5の(1)の場所へ直接持参し、又は郵送(同日時必着)すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。また、入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届(様式第5号)を書面で提出すること。

5 入札手続きに関すること

(1) 問い合わせ先

佐賀県立唐津東高等学校

郵便番号 847-0028

佐賀県唐津市鏡新開1番地

電話番号 0955-77-1984

FAX 番号 0955-77-6471

電子メールアドレス karatsuhigashikoukou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札条件書の交付方法

令和7年1月14日（火）から同年1月29日（水）まで佐賀県ホームページに掲載するとともに、上記（1）の場所において随時午前9時から午後4時までの間、交付する。

(3) 入札書の提出場所等

(1)の場所に入札者が直接持参し、又は(1)の場所へ郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和7年1月29日（水）午後2時までに必着とする。

また、封筒に「液晶ディスプレイ2台、ディスプレイスタンド2台、複合機1台 入札書在中」と朱書きすること。

提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年1月29日（水）午後2時

イ 場所 佐賀県立唐津東高等学校 応接室

(5) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する金額の表示はアラビア数字を用い、当初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は当初に「¥」の記号を、末尾に「-」の記号を付記すること。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

- オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- カ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- キ 1人で2以上の入札をした者
- ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

- ア 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。
- ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合にお

いて、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

エ 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は2回（1 回目の入札を含め3回）までとする。

なお、郵送により入札書を提出したものが開札に立ち会っていない場合には、再度の入札に参加することはできない。

(7) 詳細は、入札条件書による。